

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
仮設トイレ賃貸借	8 - 2 3		
	防省大臣承認		
	作 成	令和 8 年 7 月 3 1 日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「仮設トイレ」の賃貸借について規定する。

2 役務の概要

仮設トイレの借上、搬入、洗浄水満充填、搬出及び汲み取り。

3 規格及び数量

(1) 規格

仮設トイレ

(洋式ペダル式簡易水洗トイレ、便槽容量320L相当、清水容量50L相当、扉付)

(2) 数量

100台

4 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内（28箇所）

5 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月13日（火）のまでの14日間とする。

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 出荷条件

(1) 搬入・搬出

仮設トイレの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時に引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等の細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 設置場所

官側の指示する場所に設置すること。また、転倒防止処置を実施すること。

(3) 汲み取り・洗浄水補充

ア 賃貸借期間中、官側が指定する日に2回（100台）実施すること。

イ 賃貸借期間終了時、使用後の汲み取りを実施すること。

8 その他の指示

(1) 提出書類

受領・返品に関する所定の様式の書類を記入提出する。細部は官側の指示による。

- (2) 安全管理及び保全指示
安全管理には十分に留意し、搬入・搬出の際、指示された場所以外の立ち入りを禁止する。
- (3) 故障及び破損時の処置
賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。
なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。
- (4) 仕様書に関する疑義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
カラーコピー機賃貸借		8 - 2 4	
	防省大臣承認		
	作 成	令和 8 年	7 月 3 1 日
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「カラーコピー機」の賃貸借について規定する。

2 役務の概要

カラーコピー機の借上、搬入、搬出

3 規格、数量及び使用予定枚数

(1) 規格

複写方式 レーザー静電複写方式（カラー対応）
コピー速度 27枚／分～30枚／分
原稿サイズ 最大A3
複写サイズ A3・A4（用紙カセット収納枚数各500枚以上（＋手差し））
その他 自動送り装置付き。
ソート機能付き。
トナーは契約金額に含む。
用紙は契約金額に含まない。

(2) 数量

2台

(3) 使用予定枚数

カラーコピー 約10,000枚（2台合計）

4 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場廠舎地区

5 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月8日（木）のまでの9日間とする。

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 出荷条件

(1) 搬入・搬出

カラーコピー機の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

- (2) 設置場所
官側の指示する場所に設置すること。

8 その他の指示

- (1) 提出書類
受領・返品に関する所定の様式書類を記入提出する。細部は官側の指示による。
- (2) 安全管理及び保全指示
安全管理には十分に留意し、搬入・搬出の際、指示された場所以外の立ち入りを禁止する。
- (3) 消耗品の補充
契約金額に含まれるトナーは、無くなり次第、契約の相手方が補充する。
- (4) 故障及び破損時の処置
賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に、故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。
なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。
- (5) 仕様書に関する疑義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
乗用草刈機賃貸借	8 - 2 5		
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年7月31日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「乗用草刈機」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、乗用草刈機とする。

(3) 規格

種 類	刈幅(mm)	刈刃(装着済)	軌動輪
乗用草刈機A	975	刈刃2枚+ステアー	タイヤ式
乗用草刈機B	1,545	ハンマーナイフ	クローラ式

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間及び数量

種 類	期 間	数量(台)
乗用草刈機A	令和8年9月30日(水)～10月4日(日)	5
	令和8年10月5日(月)～10月8日(木)	2
乗用草刈機B	令和8年9月30日(水)～10月4日(日)	4
	令和8年10月5日(月)～10月8日(木)	2

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

乗用草刈機の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 出庫時車両点検記録 1部

イ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
高所作業車賃貸借		8 - 2 6	
		防省大臣承認	
		作 成	令和8年7月31日
		変 更	
		作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「高所作業車」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

- (1) 一般的要求事項
賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。
- (2) 賃貸借上機種
賃貸借上機種は、高所作業車とする。
- (3) 規格及び数量
 - ア 規格
高所作業車（トラック架装12.0m）
 - イ 数量
1台
- (4) 使用場所
宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内
- (5) 賃貸借期間
令和8年9月30日（水）から同年10月8日（木）のまでの9日間とする。
- (6) 給油等
賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。
なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

- (1) 搬入・搬出
高所作業車の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。
- (2) 搬入・搬出場所
宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

- (1) 提出書類
提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
高所作業車（電気工事用）賃貸借	8 - 2 7		
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年7月31日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「高所作業車（電気工事用）」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、高所作業車（電気工事用）とする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

高所作業車（電気工事用・トラック架装12.0m・FRP製バケット）

イ 数量

1台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年10月5日（月）から同年10月9日（金）のまでの5日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

高所作業車（電気工事用）の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
振動ローラー（土工用）賃貸借		8－28		
		防省大臣承認		
		作 成		令和8年7月31日
		変 更		
		作成部隊等名		大和駐屯地業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「振動ローラー（土工用）」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、タンデムローラー又はマカダムローラーとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

タンデムローラー又はマカダムローラー（土工用，10tクラス，振動機能付き）

イ 数量

4台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内。

(5) 賃貸借期間

令和8年10月2日（金）から同年10月8日（木）のまでの7日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

振動ローラー（土工用）の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証又は特定自主検査の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
エンジンブローアー賃貸借		8 - 2 9	
		防省大臣承認	
		作 成	令和8年7月31日
		変 更	
		作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「エンジンブローアー」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、エンジンブローアーとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

エンジンブローアー（エンジン式、小型ハンデタイプ又は背負式）

イ 数量

20台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月8日（木）のまでの9日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

エンジンブローアーの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 出庫時機器点検記録 1部

イ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
大型チェンソー賃貸借	8 - 3 0		
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年7月31日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「大型チェンソー」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求**(1) 一般的要求事項**

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、大型チェンソーとする。

(3) 規格及び数量

ア バーの長さ : 有効長 5 0 0 mm

イ チェンソー替刃 : 2 本 (新品、本体装着分含む)

ウ 数量 : 1 5 台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月30日(水)から同年10月8日(木)のまでの9日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件**(1) 搬入・搬出**

大型チェンソーの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示**(1) 提出書類**

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整のうえ提出するものとする。

ア 出庫時器材点検記録 1部

イ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
林業用バックホー (フェラーバンチャ) 賃貸借		8-31	
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年7月31日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「林業用バックホー（フェラーバンチャ）」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、林業用バックホー（フェラーバンチャ）とする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

林業用バックホー（フェラーバンチャ）0.45m³クラス

イ 数量

3台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月29日（火）から同年10月8日（木）のまでの10日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

林業用バックホー（フェラーバンチャ）の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証又は特定自主検査の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
林業用バックホー (グラップルソー) 賃貸借		8-32	
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年7月31日	
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「林業用バックホー（グラップルソー）」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、林業用バックホー（グラップルソー）とする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

林業用バックホー（グラップルソー）0.45m³クラス

イ 数量

1台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月29日（火）から同年10月8日（木）のまでの10日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

林業用バックホー（グラップルソー）の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証又は特定自主検査の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

調達要求番号：6NMM1A00040

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
プレートコンパクター賃貸借		8-33	
	防省大臣承認		
	作成	令和8年7月31日	
	変更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「プレートコンパクター」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、プレートコンパクターとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

プレートコンパクター（60kg・牽引フック付）。

イ 数量

1台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月8日（木）のまでの9日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

プレートコンパクターの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 出庫時機器点検記録 1部

イ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油圧ショベル（リフティング マグネット付）賃貸借		8 - 3 4	
		防省大臣承認	
		作 成	令和8年7月31日
		変 更	
		作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「油圧ショベル（リフティングマグネット付）」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、油圧ショベル及びリフティングマグネットとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

a 油圧ショベル（0.25m³・小旋回仕様）

b リフティングマグネット（0.25用）

イ 数量

各1台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月2日（金）までの3日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

油圧ショベル及びリフティングマグネットの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア 車検証又は特定自主検査の写し 1部

イ 出庫時車両点検記録 1部

ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

調達要求番号：6NMM1A00042

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
押しブルドーザー賃貸借		8 - 3 5	
		防省大臣承認	
	作 成	令和 8 年	7 月 3 1 日
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「押しブルドーザー」の賃貸借について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、ブルドーザーとする。

(3) 規格及び数量

ア 規格

ブルドーザー（3 t クラス、キャノピ）

イ 数量

1 台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 賃貸借期間

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）から同年 1 0 月 8 日（木）のまでの 7 日間とする。

(6) 給油等

賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。

なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

(1) 搬入・搬出

押しブルドーザーの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 搬入・搬出場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊 王城寺原演習場内廠舎地区

5 その他の指示

(1) 提出書類

提出書類は、次による。

なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。

ア、車検証又は特定自主検査の写し 1部

イ、出庫時車両点検記録 1部

ウ、受領及び返品に関する所定の様式の書類

(2) 故障及び破損時の処置

賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。

なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。

(3) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
野生動物撃退装置賃貸借	8 - 3 6		
	防省大臣承認		
	作 成	令和8年	7月31日
	変 更		
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科	

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「野生動物撃退装置」の賃貸借について規定する。

2 役務の概要

野生動物撃退装置の借上、搬入、搬出

3 規格及び数量**(1) 規格**

対象動物：クマ、シカ、イノシシ等

形状：オオカミ型

搭載LED：高輝度仕様

電源：DC12V（バッテリー／ソーラーパネル接続）

音響装置：防水スピーカー（10W／90dB）

起動方法：温度感知センサー／インターバルタイマー

(2) 数量

1台

4 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

5 賃貸借期間

令和8年9月30日（水）から同年10月8日（木）のまでの9日間とする。

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 出荷条件**(1) 搬入・搬出**

野生動物撃退装置の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。

(2) 設置場所

官側の指示する場所に設置すること。

8 その他の指示

- (1) 提出書類
受領・返品に関する所定の様式書類を記入提出する。細部は官側の指示による。
- (2) 安全管理及び保全指示
安全管理には十分に留意し、搬入・搬出の際、指示された場所以外の立ち入りを禁止する。
- (3) 故障及び破損時の処置
賃貸借上物件に備え付けられている取扱説明書等の使用方法に基づく通常操作時に、故障及び破損が生じた場合の修理費は、契約の相手方が負担するものとする。
なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。
- (4) 仕様書に関する疑義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。